

## 契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月19日

水戸市長 高橋 靖

### 1 随意契約をする内容

- (1) 業務名 水戸市ひとり親家庭等日常生活支援事業業務委託
- (2) 業務内容 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、ひとり親家庭等日常生活支援事業
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 発注課 こども部こども政策課

### 2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者

### 3 申請方法

- (1) 見積書の提出期限 令和8年3月23日(月) 午前10時00分
- (2) 見積書提出先 こども部こども政策課